

平成 27 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 …………… 1
- 1. 所管事務調査 …………… 3 4

平成 27 年 9 月 15 日 (火曜日)

建設環境委員会会議録

平成27年9月15日 火曜日

午前10時00分開議

午後 1時50分開議（実時間163分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第78号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第89号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第82号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第91号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号
1. 議案第83号・契約の締結について（南川橋梁上部工建設工事（27-1））
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査
（環境センター建設事業の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長 成松由紀夫君
副委員長 太田広則君
委員 大倉裕一君
委員 庄野末藏君
委員 古嶋津義君
委員 前川祥子君
委員 幸村香代子君

※欠席委員 山本幸廣君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部

市民環境部次長 湯野孝君
環境センター建設課長 山口敏朗君
環境センター建設課主査 田島雄一郎君
廃棄物対策課長 山口修君
廃棄物対策課長補佐 坂口初美君
建設部長 市村誠治君
建設部総括審議員兼次長 植野幹博君
建築住宅課長 宮端晋也君
下水道総務課長 古田洋治君
下水道建設課長 福田新士君
下水道建設課長補佐兼水処理センター場長 南浩一君
都市整備課長 西竜一君
財務部長 岩本博文君
財務部首席審議員兼契約検査課長 山本洋治君

○記録担当書記 岩崎和平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第78号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第78号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○市民環境部次長（湯野孝君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部次長の湯野でございます。よろしくお願ひします。

隣が、市民環境部環境センター建設課の山口課長です。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○市民環境部次長（湯野 孝君） それでは、議案第78号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第5号について、市民環境部が願ひしております補正予算の内容について説明をさせていただきます。

補正予算書13ページをお願ひいたします。

款4・衛生費、項の2・生活環境費、目の3・廃棄物対策費に2億8200万円の補正予算をお願ひしております。その内訳につきましては、節17・公有財産購入費2億8200万円でございます。補正理由につきましては、環境センター建設のため、八代市港町の熊本県港湾課に国土交通省から国有地を譲渡された県有地を購入するための経費を補正するものでございます。

お手元の配付資料、環境センター建設事業、県有地の取得についての2ページをお願ひいたします。

記載のとおり、環境センター建設地全体の面積は約5.6ヘクタールでございますが、そのうちの北側、上のほうになりますけれども、約2.6ヘクタールの市有地、——元県有地でございますが、これを平成26年12月に売買契約をしております。残りの南側、下のほうになりますけれども、海側の約3ヘクタールにつきまして、今回購入を予定しております国が直轄工事によって埋め立てた国有地で、現在県有地となっております。この元国有地の約3ヘクタ

ールは、先ほど御説明いたしました港湾法第52条第1項の規定に基づき、国が直轄工事によって埋め立てた土地でありまして、国が譲渡する場合、港湾法第53条の規定に基づき、港湾管理者に譲渡することができるとされております。そのため、当該国有地につきましては、国から八代市に直接譲渡されるのではなく、まず、国から港湾管理者の県に対し譲渡され、その後、県から八代市へ譲渡されるものでございます。

そこで、このたび、国・県との協議が順調に進捗し、6月県議会において、国と県との売買仮契約が締結されたため、補正予算を提案するものでございます。なお、特定財源として、市債2億6790万円を予定しております。

以上、議案第78号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第5号のうち、市民環境部が願ひしております内容についての御説明といたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。平成26年度に取得をした県有地と今回の取得をするところの坪単価をひとつ教えていただいていいですか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。平成26年度に取得しました県有地の坪単価は——平米単価ですけれども、8080円になっております。今回取得します元国有地の部分につきましては、平米単価が9410円とな

っております。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） その金額の違いというのは。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。平成26年度の取得の県有地につきましては、この用地の中に旧護岸の部分が入っております。この部分が格差修正という形でされております。今回の場合につきましては、その分がございませんので。ただ台形の土地ということで1%修正されてるだけでございますので、その部分が金額の差となっております。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。流れとしては、国有地だったので、国有地から県有地へ、県有地から今回市にということなんですが、この、国から県有地へといったところの譲渡が行われてますけど、そのときの金額というのは幾らなんでしょう。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。国から県へ譲渡されましたときの単価、これが9410円でございます。この金額をもとに、市のほうも予算を計上してるところでございます。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） 理解しました。はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） この用地の取得が終わった後のですね、流れについて、以前も説明をいただいている分ありますけれども、市民の方も非常に興味を持っておられることから、再度流れについて、どういう流れになっていくのか、いつごろ工事着工という形になっていくのかというところを説明いただいていた方がいいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） 今後の流れにつきましてははですね、後で所管事務調査の中で環境センター建設事業進捗状況ということで御報告させていただきますので、その中でまた御説明したいと思います。よろしく願います。

○委員長（成松由紀夫君） はい。よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 済みません。先ほどのちょっと単価のことにつきまして、ちょっと私が勘違いしてた部分がございますので、担当者のほうから。

○委員長（成松由紀夫君） 田島環境センター建設係主査。

○環境センター建設課主査（田島雄一郎君）

おはようございます。先ほどの幸村委員からの、国から県への単価についての御質問ですが、取得の価格というのがですね、先ほど山口課長が言った9410円というわけではなくてですね、今回取得の予定価格全体のちょっと価格しか、ちょっと今わからないんですけども、1億5939万747円ということになっております。（委員古嶋津義君「もう一度いいですか」と呼ぶ）1億5939万747円です。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 1593……。

○環境センター建設課主査（田島雄一郎君）
159390747になります。

○委員長（成松由紀夫君） 90747。

○環境センター建設課主査（田島雄一郎君）
はい。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） そうであればですね、この金額の差というのは何なんですかね。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。申しわけございません。

国から県に譲渡される場合、国の直轄工事のときに県のほうが国のほうに負担金を支払っております、工事のための。その分が減額されて、国から県に譲渡をされております。ただ、市のほうはこの土地に対して何の負担金も出しておりません関係上、そこの金額の差が出てきてるところでございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で第4款・衛生費中、市民環境部所管分についてを終了します。

小会します。

（午前10時10分 小会）

（午前10時11分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

引き続き、歳出の第10款・災害復旧費中、建設部所管分について説明を願います。

○建設部長（市村誠治君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の市村でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、まず、議案第78号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第5号中の建設部所管分につきまして、植野総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、植野建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部総括審議員兼次長、植野でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） で

は、議案の第78号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第5号につきまして、御説明いたします。

まず、予算書の3ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正のうちの歳出の一覧表でございます。この中の款の一番下の10款・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費でございます。補正前の額の4230万1000円に350万円を増額補正しまして、合計の4580万1000円といたしております。これは、ことしの6月30日から7月1日にかけての豪雨で被災しました道路を復旧するために必要な予算の補正をお願いするものでございます。

補正の内訳は、この資料の16ページをお願いいたします。16ページの一番下の表でございます。

目の1・道路橋梁施設災害復旧費です。補正額が350万円です。これが説明にありますとおり、市道1路線の復旧工事を行うものでございます。被災の状況につきましては、別添の資料——右肩に資料と書いているのがございますけれども、それで御説明をいたします。

この資料の3枚目をお開きいただきますと、地図と写真がついております。この中の真ん中付近の東陽支所管内の場所に赤丸をつけております。被災箇所はこの箇所でございます。右上に写真をつけておりますけれども、この西原川平線の市道の路肩が、この写真のように崩壊いたしておりますので、これを復旧するものでございます。現在は、ここに安全対策として三角コーンを通して、道幅を少し絞って供用している状況でございます。

以上で一般会計補正予算の第5号の建設部所管についての説明を終わります。御審議をよろしく願います。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。東陽の西原川平線というのを地理的によく、詳しくないので、わからないのですが、ここは迂回路とか通行どめとかしても問題ない箇所なんでしょうかということと、あと工事の復旧がいつぐらいの見込みという形になっているのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っています。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 植野建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） この箇所の道路の状況ですけども、写真にありますけれども、1車線の道路でございます。この端っこの路肩のほうは崩れております。で、そっこのほうが今、不安定な状態になっております。そこに近づくと危険なものですから、少しバリケードといいますか、三角コーンでそこに近づかないような形で注意喚起をして、残った道幅で通れる状況ですので、それで通して通行いたしております。

復旧の時期ですけども、これは国の補助の災害で実施したいと考えております。災害査定を受けてからの実施になります。災害査定が今、過去の災害から順次日程が決まっておりますけれども、この場合がまだ確定してませんが、10月下旬以降の査定を受けることとなります。そこで、内容が決定しましてから、設計について県との協議をして入札手続をやったの着手になりますけど、今の目標としては3月までに完了したいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。2点、済みませ

ん。復旧されるときに、ここは通行どめの状態
でなければならないのか、通行可能状態で復
旧作業ができるのかということと、今、国の査
定という話も出たんですけども、予算のほうで
財源がもう国県支出金ということで当て込んで
ある部分があるんですけども、これは県のお金
になるのでしょうか。そのあたりを説明いた
だいてよろしいですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） は
い。

○委員長（成松由紀夫君） はい、植野建設部
総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） は
い。予算書の16ページを見ていただきます
と、この表の中で補正額の財源内訳というのが
書いてございます。特定財源で、国県支出金2
33万4000円とあります。これは、国・県
の支出金を書くことになってはいますが、こ
この場合は国費のことでございます。国費、国
です。これが事業費の3分の2、66.7%が
国費でございます。これをもらう、確定するの
が災害査定を受けて確定するということでござ
います。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） そうでしょう。査定が
10月ぐらいに終わりますっておっしゃったで
すよね。これは、あくまで見込み額になるんで
すか。そのあたりをちょっと聞いたかっですけ
ど。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委
員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、植野次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） は
い。これは見込み額でございます。うちで設計
をいたしまして、復旧するのにこれぐらいかか
るという事業費を算出をいたしました。これで
事業費で350万ということで算出したしてお

ります。これを申請して、国の査定を受けると
いうことでございます。で、この額、認められ
たら、その3分の2が、国費が来るということ
でございます。

それと済みません。先ほどの質問の中で、工
事中の通行どめですけども、ここにつきまして
は、工法はブロック積みを予定をしております
。ブロック積みですと、その裏のほうの大き
な床掘りあたりは必要はありません。ただ、施
工のときの資材の搬入とかの関係で、一時的に
とめる必要が生じるかもしれませんけども、工
事を計画してから具体的に施工計画を立ててや
りたいと思います。なるべく一般通行に支障な
いような感じでしたいと思っています。（委員
大倉裕一君「はい、ありがとうございます」
と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で
質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありま
せんか。

○委員（大倉裕一君） はい。済みません。

○委員長（成松由紀夫君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。今、お話を聞い
ていく中で、生活道路ということでもございま
した。できるだけ早くですね、復旧ができるよ
うにお願いをしておきたいというふうに思いま
す。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにござ
いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これよ
り採決いたします。

議案第78号・平成27年度八代市一般会計
補正予算・第5号中、当委員会関係分につい
て、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を

求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎議案第89号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第6号(関係分)

○委員長(成松由紀夫君) 次に、議案第89号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第10款・災害復旧費中、建設部所管分について説明をお願いします。

○建設部長(市村誠治君) はい、委員長。

○委員長(成松由紀夫君) はい、市村建設部長。

○建設部長(市村誠治君) 続きまして、議案第89号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会所管分につきまして、引き続き、植野総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長(植野幹博君) 委員長。

○委員長(成松由紀夫君) はい、植野建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長(植野幹博君) はい。建設部総括審議員兼次長、植野でございます。引き続き、着座にて説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長(植野幹博君) 資料の定例会議案の中の1枚めくっていただきますと、議案第89号・平成27年度八代市一般会計補正予算書・第6号とございます。この内容について御説明をさせていただきます。

まず、5ページをお開きください。

歳入歳出予算補正の中の歳出の一覧表でございます。5ページです。この中の款の10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費でございます。補正前の額4580万1000円、これに補正額で1億7121万円を増額補正いたしまして、合計で2億1701万1000円でございます。これは、この前の8月25日の台風15号で被災した施設を復旧するために必要な経費について、補正をお願いするものでございます。

今回の台風では、道路を初めとしまして、河川、港湾、公園、市営住宅が被災をいたしております。

まず、被災の状況を別冊の資料で御説明いたします。右肩に資料2と書いている資料をお願いいたします。

この資料の2枚めくっていただきまして、そこに地図と写真がついております。ページは、この図の左側に1と書いています。これは1ページ目の意味でございます。このページには、道路の被災箇所の中で復旧工事が必要な箇所の位置図とその状況写真をつけております。場所は、全て坂本町でございます。地図の中に四角で数字を書いておりますけれども、道路の4路線で7カ所でございます。被災の状況は、写真を見ていただきますと、上の写真2枚が路肩の崩壊でございます。ガードレールも傾いている状況です。

左下の写真、少し暗いですが、これも路肩の崩壊でございます。

右下の写真は、倒木と土砂が道路とJRをふさいでいる様子でございます。ちょっと小さいですが、次のページで大きな写真つけてますので、そっちで御説明いたします。

次の1の1ページでございます。

一番上の左側の写真が、先ほどの拡大写真でございます。上のほうの緑が山の斜面でございます。真ん中付近が茶色になっております。ここ

が壊れたところです。壊れたものが下のほうに木がいっぱいありますけど、こういうふうに壊れてきて、下に道路とかJRの線路をふさいでおります。一番手前側は、球磨川でございます。右側に、その箇所を横から見た写真をつけております。写真の中の左側の緑のところは山の斜面でございます。真ん中付近手前に、少し白いのがありますけども、ここがガードレールの残りで、左側がJRの線路、右側が市道でございます。その右側にまたガードレールがありますが、その外側は球磨川になっております。この写真のように、JR、道路を完全にふさぎまして、一部は球磨川のほうにも達している状況でございます。

あと、写真をまた下のほうにつけておりますけども、下の写真はほかの路線でございます。下に路線名を書いておりますけども、それぞれ路肩が崩壊して、この写真のように被災をしている状況でございます。

次に、1枚飛ばして2枚めくっていただきますと、下に2ページと書いてありますけども、そこにまた地図と写真をつけております。先ほど御説明しましたのは、復旧工事、これから本格的な工事が必要な箇所でしたけども、こちらにつきましては、道路と河川と港湾施設の被災箇所の修繕とか、倒木の撤去などが必要な箇所をまとめております。箇所が多いもんですから、地区ごとに箇所数を整理をいたしております。

地図の、支所管内ごとに書いてありますけども、まず、下のほうの坂本支所管内と書いてありますところから御説明します。坂本町では、道路が28路線の40カ所被災しております。河川は、3つの河川で3カ所でございます。少し上の本庁管内と書いてますけど、ここが旧八代市でございます。道路が55路線で204カ所、港湾が1港湾で6カ所でございます。左上に書いてます千丁町が、道路9路線の10カ所

でございます。その上の鏡町でございます。ここが道路が15路線で25カ所、河川が1河川の5カ所、港湾が1港湾で1カ所でございます。その下、東陽町管内でございます。道路が25路線の124カ所。右側の泉支所で、道路28路線の86カ所でございます。このように、今回の台風では、市内全域で多数の箇所が被災している状況でございます。

具体的な被災状況については、また違うページの写真で御説明します。済みません、1ページに戻っていただきましてですね、1の2ページをお願いいたします。

道路と一番左側に書いております。これは道路の被災状況でございます。左側の3枚が、木が道路に倒れかかっている状況でございます。右側が、ガードレールとかカーブミラーが壊れている状況でございます。これが道路の修繕とか倒木撤去の必要な箇所でございます。

次、2枚めくっていただきまして、今度は河川の写真をつけております。河川につきましては、6枚ついてますけども、それぞれに木が倒れて、ちょっと河川の中身まではよく見えませんが、河川に木が倒れかかっている状況でございます。左下は、一部ビニールハウスも壊れて、河川の中に倒れ込んでいる状況でございます。河川は、このような倒木被害が中心でした。

1枚めくって次のページを見ていただきますと、次は港湾の被災状況写真でございます。写真のとおり、浮き桟橋などがこのように壊れている状況でございます。

もう1枚めくっていただきまして、次がまた地図と写真がついておりまして、3ページでございます。

これは、公園の被害の状況でございます。この中で、公園の被害のうちに復旧工事が必要な箇所をここで添付をいたしております。左に四角で書いてありますけども、全て旧八代市管内で

ございます。3つの公園の4カ所が被災しております。この写真のように公園の施設が壊れております。シェルターとか倉庫とスケートボードの遊具施設とか照明灯などが被災をいたしております。

次のページの4ページを見ていただきますと、ここも公園の被災ですが、ここについては修繕とか樹木の撤去などが必要な箇所をまとめております。これは箇所が多いものですから、管内箇所ごとにまとめております。本庁管内の旧八代市が52公園で60カ所でございます。上の千丁町が2公園で3カ所、鏡町が8公園で12カ所でございます。東陽町が2つの公園で2カ所でございます。写真は壊れた状況です。フェンスとか遊具が壊れている状況です。また、樹木も倒れている写真をつけております。

次の4の1ページも見ていただきますと、ここも同じような状況ですが、遊具、シェルター、樹木がこのように倒れて被災をいたしております。

次、5ページを見ていただきますと、次のページでございます。

今度は市営住宅の被災状況でございます。これも箇所ごとに被災状況をまとめております。本庁管内、旧八代管内が15団地で149カ所、鏡町で2団地の15カ所、泉町が1団地の1カ所が被災をいたしております。

被災状況は、次のページの写真で御説明いたします。5の1ページでございます。

上の右側と2番目の左側が屋上の防水シートが破れて被災している状況でございます。真ん中の右側は外灯が壊れております。あと下2枚は倒木でございます。

また1枚めくって、次のページの5の2ページも住宅の写真でございます。瓦とか雨戸、屋根のスレートなどが損壊している状況でございます。

このように多くの施設が被災しましたので、その復旧等に要する費用の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の中身ですが、先ほどの補正予算書・第6号に戻っていただきまして、そちらで御説明いたします。

15ページをお願いいたします。15ページの一番下の表でございます。目で幾つか分かれております。

まず1番目が、道路橋梁施設災害復旧費でございます。補正額が1億1550万円でございます。内容は、右側に書いていますとおり、被災した市道160路線において、倒木の撤去や崩壊した路肩の復旧とか、壊れたカーブミラーなどの修繕、また復旧工事に必要な測量設計などを行うものでございます。

次の2番目が、河川施設災害復旧費でございます。260万円です。河川4河川について、倒木の撤去などを行うものです。

次、3番目が、港湾施設災害復旧費でございます。補正額250万円、2つの港湾で7カ所の壊れた浮き桟橋などを修繕するものです。その下の都市計画施設災害復旧費です。3985万円で、64の公園の倒木とか、壊れた施設の撤去、修繕、また復旧工事等を行うものでございます。

この費目の内訳、節のところで区分とあって書いていますけども、その内訳ですけど、節の11番の需用費、これは壊れた施設の修繕を行うものです。13の委託料、これは倒木等の撤去、また測量設計等を行うものです。12の役務費、これは公園の壊れたシェルターとか遊具の撤去を行うもの。15番の工事請負費は復旧工事を行う費用です。一番下18番、備品購入費は公園の設備、備品でサッカーゴールの購入費用でございます。

次のページをお願いいたします。16ページでございます。

ここは最後の住宅です。5番の住宅施設災害復旧費でございます。補正額が1076万円、市営住宅18団地で被災した屋上防水施設とか瓦とかの修繕などを行うものでございます。

被災箇所の現在の状況ですけれども、被災した箇所につきましては、被災直後から緊急施工によりまして、応急処置等を実施をしております。道路関係でいきますと、迂回路のない道路につきましては、倒木の撤去、あと河川につきましては川の流れを阻害するような倒木、市営住宅では屋根の雨漏り防止のためのブルーシート張りなどの応急処置はもう完了をいたしております。残りの倒木撤去とか施設の修繕についても、鋭意それぞれで実施をいたしてるところでございます。

以上で一般会計補正予算・第6号の建設部所管についての説明を終わります。審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 本当にですね、一日も早い復旧、復興をですね、お願いしたいというふうに思うんですけども、2点お伺いをしたいのですが、公園のですね、公園も大分被害を受けていますけれども、公園の今、使用といったところに影響はないのかということが1点。

それから、市営住宅、これに関して居住者への影響はないのかといったところをお願いしたいと思います。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、植野建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 利用制限等についてですけれども、まず公園でござ

います。公園につきましては、倒木とかシェルター、屋根などが壊れた施設の撤去、これにつきましては、連休前の今週いっぱいを目標に完了する予定といたしております、ほとんどは。ただ、一部ですね、公園の中で古麓歴史自然公園の遊歩道、これは周辺が、山の中ですけども、民地の倒木が多数あります。これは少し時間がかかって、今月末を目標に撤去することといたしております。

利用ですけれども、これはまだ撤去が済んでないところは危険ですので、そこは利用できませんのとですね、あと広場あたりで例えば、貸し切りで球技、サッカーとか、そういうのをするようなものについては、今、利用制限をいたしております。これも今度の連休には利用できるようにということで、復旧作業をやっているところでございます。

と、もう一つ、日奈久のドリームランドですけども、ここにニュースポーツ広場があります。その中でスケートボードの施設が写真のとおり壊れております。で、これは今使えない状況ですけれども、それ以外のものについては、そこも連休には再開できるようにということで、今進めております。スケートボード施設につきましてはですね、施設を今からつくってせぬといかぬものですから、それについては年明けで2月末ぐらいを目標に復旧したいというふうに考えております。

あと住宅ですけれども、住宅も応急で、雨漏りとかそういうの対策は、ブルーシートとかひび割れとかはやっております。あと雨戸とかガラスとかアンテナとか、そういうふうなものについても、今、材料手配したり、順次復旧をやっておりますけれども、これにつきましては、全部が終わるのはあと2カ月ぐらいはかかるかなということでもって考えております。

以上です。（発言する者あり）委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 済みません。先ほどのですね、説明した中でちょっと1カ所言い間違えたもんですから、済みません、訂正させていただきます。

この予算書ですね、15ページで被災の額を御説明したときに、港湾施設について260万円と御説明しましたが、これに書いてあるとおりの250万でございます。失礼しました。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。それでしたら、その市営住宅にお住まいの方たちが、今回の影響で住めなくなっているということはないというふうに思っていますか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 住めなくなる状況にはなっておりません。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。それはよかったです。

それとですね、市営住宅の場合、これまでの災害の中で保険の適用があったと思っています。今回もそのように保険の適用になるケースなんでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、植野建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。市営住宅につきましては、保険が掛けてございます。保険で、1棟で5万円以上の被災については保険の対象になりますので、今、その申請準備をしているところでございます。

（委員幸村香代子君「はい」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） はい、よろしいですね。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 今の関連してですね、瓦が飛散した場所はブルーシートを覆うと。それから雨戸の破損もあると。これが復旧するのに2カ月ぐらいかかるということで、あと2カ月もしたら、また台風が来る可能性もあるわけですよ。

こういった大きさの台風がこういった方向でということ、また違うとは思いますが、こういう古い団地あたりは、今後ですね、避難勧告あたりがこういった、ここの警告するのにどれぐらいここは重要視しなきゃいけないかというような、2カ月復旧するのにかかる中ですね、そのところはどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○建築住宅課長（宮端晋也君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮端建築住宅課長。

○建築住宅課長（宮端晋也君） はい。建築住宅課、宮端でございます。

まず、瓦の飛散の状況への対応でございますけれども、瓦につきましては、1棟ほとんどが飛ぶとか、今回はそういう状況はございませんで、多くが瓦のずれているというものがほとんどでした。で、そこにつきましては、被災後からすぐに手配をしまして、瓦の整理は終わっております。

先ほど、ブルーシートを敷いたという御説明ございましたけれども、これは鉄筋コンクリート造の3階建て、4階建ての建物がございまして、築添団地につきましては、もともとの屋上

の防水シートが飛散しました後に雨漏りが発生しておりましたので、緊急にブルーシートを敷いたという状況でございます。その後も若干雨漏りが発生していますので、ひび割れのシール打ちとか、その辺の応急措置をしたところでございます。

それから、避難勧告を出すべきかどうかというところでございますが、建物が今古い状況にあるから避難勧告をとるところまではちょっと考えは至っておりません。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、今の現状の団地であっても、どの程度の台風かは、今後来るかわかりませんが、避難勧告までは考えていないというような状況だというお話でよろしいですか。

○建設部長（市村誠治君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） はい。避難勧告につきましては、市の防災のほうで協議しまして、勧告をするわけですが、建物の程度で避難勧告を命令するということは、今のところ考えておりません。ただ、住んでおられる方がですね、自主的にですね、避難されるということはあると思いますが、要は自分の地域、住まい、これを常にやっぱり把握していただき、いざというとき、行動に移していただくというのが一番大事なことだと思いますので。ただ、我々としなくても、市営住宅のですね、維持管理、ある程度の災害に耐えるような努力はしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） そうでしたらですね、

ここのそれぞれの所管が違うというふうなお話なんですけども、こういう現状をですね、お互いの所管のところで話は十分に通していただいたほうがというふうには思います。これはちょっと意見という形になりますが、以上です。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

○委員（庄野末藏君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） 私、気になつとが築添団地、あれ改修工事は何年ぐらい前だったかな。旧市のときやったかな。防水マットがめくれたちゅうけど、あそこは4棟というのは、工事したっじゃなかったかなと思うけど。今のよ様な状況では、また被害ちゅうか、めくれるちゅうことであれば、雨漏りが相当あったということだったら、今後そういうあれがどういうふうな対策を持っていかれるのか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮端建築住宅課長。

○建築住宅課長（宮端晋也君） はい。築添団地の防水シートが飛びましたのは、4号棟でございますけれども、この4号棟につきまして、屋上防水の改修工事はまだしておりませんでした。

以上でございます。

○委員（庄野末藏君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） てっきり、あのときに全部防水の処置はしたっかなという気持ちを持つとったもんで、まだ終わつとらぬということであれば、早急にですね、完全な整備をしてもらわぬと、やっぱり皆さんが住んどって、雨の漏つとばい、雨の漏つとばいて言わす人がおらすけんですね。今後早急にですね、処置ちゅうか、改修のほうをよろしく願いしときます。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 濟いませぬ。道路のほうですけれども、新聞報道で肥薩線がですね、19日には開通するというようなお話もありました。今現状で道路のほうが通行どめになっている箇所というところがあるのかどうかということと、もし通行どめになっているようであれば解除になる見込みあたりを教えてくださいな。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、植野建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。肥薩線の関連での道路ですけども、あそこ肥薩線の横に市道の鎌瀬・瀬戸石線がございます。ここについては、今現在は通行どめしております。現場の復旧の状況ですけども、JRと道路の倒木の撤去につきましては、撤去はもう現在終わっております。この後、JR側が、山の斜面側の少し安全対策の手当てをやられます。それを終わって、先ほどおっしゃった19日からJRは通されるということになります。道路につきましては、撤去は終わりましたが、あと残りです、ガードレールが被災いたしております。これは復旧する必要がございます。復旧するのに作業の時間がかかりますけども、あとJR側の斜面工事のときにもですね、道路市道側を、資材の運搬とか施工のために使う必要がございます。その期間中は少なくとも通せない状況です。その期間が、JRのお話ですと、供用は19日にJRは通されますけども、斜面側の対策については通した後、並行してされるということで、およそ10月末ぐらいまではその作業がかかります。それまでは市道も通せない状況でございます。

あと市道につきましては、先ほど少し話しましたが、国の災害査定を受けて補助をもらいたいということで、今進めております。それで、災害査定の手続きは10月下旬以降になりますけども、制度上、その災害査定の前に緊急、応急で施工する制度がありまして、それでできないかということをお話をしております。それで、施工ができますならば、JRの10月末ぐらいの復旧に合わせてガードレールも復旧して通すようにしたいと思っております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 今、通行どめという部分に関して言いますと、坂本の鎌瀬・瀬戸石線ですかね、そこだけということで理解してよろしいでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 植野建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） そうですね、通行どめはですね、このほかにあと2カ所ございます。いずれも坂本町ですけどもですね、一つが木々子・板ノ平線と、もう一つが瀬ノ上・漆迫線でございます。ここ2カ所はですね、それぞれ迂回路がございます。で、現在の状況ですけども、まず早いほうでいって、瀬ノ上・漆迫線は路肩が崩壊してまして、それを修繕作業を今やっておりますけども、これにつきましてはですね、もう今週、やがて作業が完了する見込みになっておりまして、完了次第供用できる状況です。

もう一つの木々子・板ノ平線ですけども、こちらがですね、ちょっと時間がかかります。状況ですけども、この市道自体の被災は路肩が壊れております。それは復旧作業を行いますけども、これも国の補助を使ってやりたいと思っております。

ますけど、その復旧作業は3月ぐらいまでかかる目標でございます。ただ、路肩を復旧しましてもですね、周辺が山、山林がございます。そっちで道側での倒木がかなりあります。その撤去をしないと道路側に落ちてくると危険があるものですから、通せないという状況です。そのの民地側の作業につきましてはですね、森林組合等と何か相談されているようですけども、ちょっとあちこちの被災の箇所が多いということで、いつごろ着手していつごろ作業完了かというのが、ちょっとまだはっきり確認はできておりません。それが、完了できれば倒木の心配ない。もう一つ、あと壊れた箇所について治山の事業も何か検討されているようです。それとの関係もありますので、ちょっとはっきり今の時点ではまだわかってませんが、市道の復旧は3月末目標でございます。あとはその山側の状況次第ということです。

以上でございます。（委員大倉裕一君「はい、あとは意見で申し上げます」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 港湾のほうですけども、日奈久港、鏡港、どれぐらいの規模か、この写真ではどれぐらいの痛手を負ってるのかがよくわからないんですけども、これはどれぐらいの期間で復旧ができる見込みなんでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、植野建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。港湾のこの修繕復旧ですけども、10月上旬目標でやっております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 今までルーチン業務といえますか、通常業務に加えての復旧作業ということで、非常に業務に追われる日々が続かれると思うんですけども、一日も早くですね、復旧をしていただきたいということと、職員の皆さんも安全といえますか、健康の部分はしっかり注意をされてやっていただきたいと思っております。

それと、合わせて非常に地域の皆さんからすると、いつ復旧するのかという、その情報ですね、発信といえますか、なかなか情報の伝わり方がないという部分もよく耳にしますので、そのあたりは丁寧に、行政のほうから発信をしていただくようお願いをしときたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で第10款・災害復旧費中、建設部所管分についてを終了します。

小会します。

（午前10時51分 小会）

（午前10時52分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、第10款・災害復旧費中、市民環境部所管分について説明をお願いします。

○市民環境部次長（湯野 孝君） はい、委員

長。

○委員長（成松由紀夫君） 湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） 市民環境部次長の湯野でございます。隣が、市民環境部廃棄物対策課の山口課長でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第89号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第6号について、市民環境部がお願いしております補正予算の内容について説明をさせていただきます。

補正予算書の16ページをお願いいたします。款10・災害復旧費、項の3・厚生施設災害復旧費、目の2・衛生施設災害復旧費に1億1593万円の補正予算をお願いしてあります。このうちの1億1448万1000円が、市民環境部が所管します生活環境施設復旧と災害復旧ごみ収集経費でございます。

まず、節11・需用費1635万9000円のうち、1491万円が今回の台風15号により被災した市民環境部が所管します清掃センターや水島最終処分場、平和町の八代市最終処分場、大碓最終処分場の4施設の復旧の修繕料でございます。

廃棄物対策課から配付のお手元の資料1ページをお開きください。この資料です。

清掃センターや水島最終処分場、平和町の八代市最終処分場、大碓最終処分場の4カ所の生活環境施設復旧の災害状況でございます。

資料の2ページから3ページが被災状況写真でございます。

清掃センターでは、ピット天井やリサイクル作業所等の屋根の剥がれ、可燃ごみ積みかえ所の倒壊、前処理施設の屋根及び壁の破損などの被災がっております。水島最終処分場では、樹木倒木やフェンス破損、ベンチ天井の破損などの被災がっております。平和町の八代市最

終処分場では、管理棟のサッシ破損、操作盤破損や倒壊などの被災がっております。現在は公園になっております大碓最終処分場では、休憩所の雨どいの破損などの被災がっております。

この4施設の復旧の修繕料1491万円の内訳につきましては、清掃センターのピット天井やリサイクル作業所等の屋根破損等の修繕料として1170万円、水島最終処分場のフェンス等の修繕料に90万円、平和町の八代市最終処分場の管理施設の修繕料に230万円、大碓最終処分場の休憩所の雨どいの修繕料に1万円を計上いたしております。次に、節13・委託料9890万1000円ですが、災害復旧ごみ収集経費といたしまして、災害廃棄物の仮置き場の設置に要する経費として計上いたしております。今回の平成27年8月25日の台風15号による災害廃棄物を受け入れるため、市内の2カ所で仮置き場を開設いたしました。それぞれの開設期間は、新港町三丁目の八代市水処理センターで、敷地が車両の乗り入れ等に支障があったため、3日間の整地作業を要し、平成27年8月29日土曜日から9月6日日曜日までの9日間、鏡支所の西側駐車場で平成27年9月5日土曜日から9月8日火曜日までの4日間として、9月8日に受け入れを終えたところでございます。結果的には、延べ13日、期間といたしましては11日間の開設となりました。配付資料の4ページからが災害復旧ごみ収集経費に関する資料でございます。

それから、5ページからの写真にありますように、2カ所の仮置き場では風倒木、木くず、畳、布団、じゅうたん類、樹脂製の家屋建材、瓦、スレートくず類などの災害廃棄物を分別して受け入れました。

資料の8ページにありますように、来場台数が水処理センターで7582台、鏡支所の西側駐車場で2560台、合わせまして1万142

台となっております。

次の資料の9ページが、各校区からの利用者数でございます。

資料の4ページに戻りますけども、その総量は2470トン程度と試算しております。

今回の被害を受けまして、水処理センターや鏡支所の西側駐車場での仮置き場の運営のため、緊急施行何を経て、整地や警備業務、熊本県産業廃棄物協会との協定による災害廃棄物の受け入れを行うこととし、今後は災害廃棄物の処分のための業務委託を予定しております。

これらの委託料9890万1000円の内訳といたしましては、災害廃棄物の処理に係る経費として、水処理センター整地業務委託に527万円、水処理センターや鏡支所の西側駐車場仮置き場の警備や交通整理委託に690万8000円、水処理センターや鏡支所の西側駐車場仮置き場の災害廃棄物の受け入れ業務及び災害廃棄物の処分業務委託に8672万3000円を計上するものでございます。次に節14・使用料及び賃借料は、仮設トイレや照明器具、発電機等のリース費用として67万円でございます。なお、特定財源として国庫支出金、補助率は2分の1で、4336万1000円、市債150万円を予定しております。

以上、議案第89号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第6号において、市民環境部がお願いしております内容についての御説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 御説明がありましたように、水処理センターは、車がちょっとぬかって、重機で押したり、職員で押したりというこ

とで、大分苦情が来ったようであります。鏡支所につきましては、ちょっと見ていたんですけど、順調に災害ごみが運ばれていたように感じております。ただ、今後、今、野積みされている廃棄物につきましては、いつごろ処理をされる——まあ、16年前、鏡の場合は大分、山のようにこずみまましたものですから、当時やっぱりにおいがしてですね。そのことから、今、燃えるごみは、たしかブルーシートをかけてあると思いますが、あとは衛生的な問題、においとか発生をいたしますので、いつごろ委託、処理をされるのか、その辺のところ、わかればお聞かせ願いたいと思います。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口修廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。今の御質問でございますけども、水処理センターにおきましては、9月の14日からと鏡支所におきましては9月15日、きょうからですけども、搬出を始めております。日程としては、全体としましては、12月末までには全て搬出するというところで行っておりますが、鏡支所の場合は確かに近隣の住宅等もございますので、こちらのほうから優先とか、並行して行いますけども、量が鏡のほうが少のうございますので、12月まで待たずにですね、搬出が終わるものというふうに予定しております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） それともう一点ですが、まだ、道路を車で走っておりますと、屋根にブルーシートとかかかっているところが見受けられます。ということは、これから瓦の差しかえとか、その部分の差しかえられた瓦の処分とか出てくるのではないかと予測をされますが、その後、この災害ごみの収集については計画をされていますでしょうか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。現在のところ、災害ごみの収集については予定どおり終了したというところでございます。今後のことにつきましては、引き続きこれをやるかどうかということについては、課としては、引き続きやるということは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 多分今申し上げましたように、今後ちょっと出るというふうに私は予測をしております。ということは、12月かなんかに1回、何日かいいですから、その辺のところをやっぱり災害廃棄物の収集をですね、1カ所でいいですから、どこかに寄せられて。期間としては、そこ何日かに限って、寄せられたのを機に、というふうに、私は市民の方からちょっと要望がありましたので、お伝えをしておきますので、検討をお願いをしておきます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。この廃棄物の場所ですね。鏡の支所のところに決定したのがですね、いつなのかということと、なぜ支所のところの空き地に置くことになったのかということとをちょっとお伺いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 誰が答弁しますか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 日にちのほ

うは、ちょっと係長のほうから報告をさせますけども、場所につきましては適地は幾つかないかということで、候補地をいろいろ精査したわけでございますけども、結果的に道路の関係、それから面積、その他いろんなことを考えましてですね、交通の便がいいということと面積がある程度3000平方メートルぐらいあるということ、それから、水処理センターと違って整地等の手間が要らないということで、速やかな設置箇所の整理ができる、準備ができるということも検討しまして、西側駐車場に決定したところでございます。決まったとは……。〔日にちはちょっと〕と呼ぶ者あり）これについては、たしかですね、土曜日からしましたので、その週のたしか火曜日ごろにたしか決定したというふうに記憶いたしております。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） そしたら、その日はたしか議会運営委員会があったと思うんですが、そのときに1カ所の集積所だけですかと確認しましたら、そうですとおっしゃったんですよ。ということは、もうその前から協議はあったというふうに考えてよろしいですか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） これは、さっきの校区ごとの排出の表を見ていただいたらわかるんですが、初日、2日、現地に立っていきまして受け付けしてみますと、結構鏡方面からおいでのになるというふうなこともございました。そのことも含めて、土日立ってみて、そういう状況があるということを感じましたので、その後の月曜日火曜日にかけて、じゃあどうするかということで、そこから検討が始まったということでございます。実際、火曜日ごろ

決まったというふうに申しましたけども、実際、広報直後にしようということで、動き出して、上部との連絡等を始めて、そのころやっと内部的に決まったということですので、それが大体火曜日から水曜日というふうに記憶いたしております。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） それとですね、支所に置かれた——支所の空き地というかですね、置かれたということで、あの周りはかなり住宅地ですよ。今、これを処分されるのが12月の末で、鏡はそれまでには早く処分できるだろうということなんです。先ほども申し上げたように、これから台風シーズンという中で、また台風が、同じぐらいの規模が、同じような行路というか、道をたどるんであれば、また同じような被害があると。あの場に置いているものが飛んでいく、そしてまた飛散するという場合もあるわけですよ。それを考えたらですね、住宅地の近くにあるところの空き地というよりも、もう少し海沿いに、例えば、北新地グラウンドとかありますよね、ああいうところのほうが、例えば、飛んだ場合も田んぼですので、そういったことではかなり被災は小さいんじゃないかなと考えるんですが、その点はいかがですか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 先ほど申しましたとおり、一つには幾つか候補地を挙げたということで御説明申し上げましたけども、一番やってみて問題になるのは、交通がですね、なかなか渋滞するということがあります。それとその関係で、それがうまくいかないですね、結果的には持ってきた方に長蛇の列をつかってお待ちいただくというふうなことで、速やかに処理すると、持ってきて出ていただく、そ

ういうことを考えますと、やはり道路の便というのが一番大事かなということで、それを主にして、第一候補として、この西側駐車場というのを決定したところです。

おっしゃったように、今御指摘があった箇所についても検討しましたが、やっぱり道路の関係とか、そういうことで今回は見送ったというのが現状でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 今、道路の便が一番大事だというふうに考えられて、そういうことをされたという話なんです。これはやっぱり一番大事なのは二次災害を起こさないことが一番大事じゃないかなと考えるんですよ。そこはどうなんです。それよりもやっぱり道路のほうを一番というふうに考えていますか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。これにつきましては、それから1週間前に水処理センターで収集を始めたということでございまして、ここがスタートするまでに約1週間、鏡が収集を始めるまで1週間の収集をしていたというふうなこともございましたので、まず量的にですね、そんなにたくさんの量は、水処理センターのように大きな量は来ないだろうというふうなこともございましたので、そういうことも含めて、そこで収集したとしても、そんなに量としては山積みして飛ぶようなことは、そこまで想定しておりませんでした。ということと、この先ほど説明しましたとおり、鏡地区につきましては、周囲に住宅があるということでございましたので、設置する前提として、速やかな搬出ということも考えておりましたので、で

きる限り収集が終わった段階で速やかに搬出しようということで、この候補地をしたということでございます。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 今、想像とか見込みというような形でほぼやっていたらしゃるようには聞こえるんですね。要するに、これマニュアル化——災害においてマニュアル化されてますかという、これ議案説明のときに私が尋ねたところ、マニュアル化してますというようなお話だったんですけども、どの程度、どこまでマニュアル化されているのかと、災害の場合ですね。今度も水処理センターに、その地を整地して、その地に1カ所に持ってくるというふうに最初決定され、それからまた何日かしてからというか、その以降、鏡のほうにということで、もともとどの場所に災害のときには、そういった瓦れきを持ってくるということ自体、マニュアル化がされてましたか。

○委員長（成松由紀夫君） 誰が答弁しますか。

○廃棄物対策課長補佐（坂口初美君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、坂口廃棄物対策課長補佐。

○廃棄物対策課長補佐（坂口初美君） お答えします。

マニュアル化ということで、場所の設定ですけども、水処理センターを第一の候補地として考えておりました。候補地として、そこが。適地としては、水処理センターであるということ課の中では考えておりました。

以上です。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 済みません、いいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） この災害廃棄物の収集につきましては、たしか3月だったと思いますが、演習ということで1回実際やります。その中で、ある程度実際を想定しての練習という形でやっておりましたので、その経験は確かに生かされていたと思いますので、そこあたりの経験があつてこそ、今回うまくいったかなというふうには考えております。

それから、候補地については、補佐から申し上げたとおりでございます。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） そうしたら、瓦れきを処理する場というものはマニュアル化されてる中で、もう以前から決まっていた、水処理センターの場所というふうに決まっていたというふうによろしいですか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 25年の、これ8月に水処理センターの一部を目的外使用の許可ということで、国のほうから許可をいただいでですね、仮置き場を設置するというふうな方向をそこで進めたわけですけども、それ以前に予定していましたところが、諸般の事情でそこが使えなくなったというふうなこともございまして、25年の8月に目的外使用の許可を得て、そこに進めたということでございます。ただ、ここは目的外使用ということで、堀議員の一般質問にありましたけども、なかなか仮置き場ということで、コンクリートとか、そういった形状を変えるというようなことはなかなか難しいこともありますので、裸地のままでですね、あるところを使わせていただくということで、今回説明あつたとおり、その草の整地、その他でこぼこのならしとかにですね、3日間を要してしまったという状況でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 今、マニュアル化という話をさせていただきましたけど、そもそもマニュアルされたものがあるわけですよね。そうしましたら、それは資料請求という形にできませんでしょうか、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） マニュアル化の資料ありますか。（発言する者あり）それ担当課でマニュアル的なものを、また……。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） ちょっとお時間いただいて、確認させていただければと思います。

○委員長（成松由紀夫君） あるなしも含めてですね。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。よろしくをお願いします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 1点気になるのが、災害ごみではない便乗ごみがよく問題視されるんですよね、こういったときって。今回の受け入れに対して、便乗ごみがあったのかなかったのか。また、それを便乗ごみというふうな、そこを抑制するような施策を担当課として何かおとりになったのかということをお聞かせいただいていますか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 今回の災害ごみの収集につきましては、広報紙と一緒に全戸にチラシを配布するというので配布したところだと思います。その中に収集品目を6品目ということで設定しまして、それについてお願いいたしますということであったかと思います。受け入れの方法としては、受付のほうで、八代市民であるということで証明できるものを提示していただくということでございます。それと中身につきましては、当然聞き取りをします。覆いとかかぶっている場合はですね、中を見せてもらう。もしくは必要があれば、トランクに入っているものはトランクをあけて見せてもらうというふうなことで確認をしました。

で、災害ごみかどうかということにつきましては、これは間違いなく家庭からの災害ごみですかということは、受付でお聞きをするというふうなことでしてきたつもりです。その中であって、明らかにこれは違うというような者もありましたので、その者については入り口で帰ってもらうということで強制的に排除したという事例もございます。（委員大倉裕一君「はい、結構です」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） この災害廃棄物ですね、メニューというか、種別を見ましたら、この中に農業用のビニールハウスはないんですよね。で、これ所管が違うというふうにおっしゃるかもしれませんが、この部分においては、会議の中で何かこう、どうしたものかというような話はありましたでしょうか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。この

農廃ビにつきましては、クリーンアメニティが倒産したということでございました。その中で、あれは産廃施設なんです、廃棄物ということで、うちの所管としてですね、倒産時からかかわってきたところですけども、その中で確かに農廃ビが、クリアメもほとんど八代管内やっていたという事実もありましたので、このままストップしてしまっただろうなということでしたので、農政のほうとも協議しまして、農協のほうで処理していただくということで、補助金等も出たかと思えます。

そういうことでございまして、所管課としては、農廃ビについては、JAを通じて、もうルートができていくというふうな考えでございましてとともに、あれは産業廃棄物でございますので、今回は受け取れないということで、その両方の観点から受け取りをしなかったということでございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） これは一例ですけど、隣の氷川町では、これも収集したというようなことで、結局、さっきの産廃、熊本県ですかね、産業廃棄物協会というところで引き取ってもらったというようなこともちょっと聞いてはおりますけども、そういった手法もあるということも考えられないことはないんですよ。そのことに関しては何かお考えというか、結果論ではありますけども、ありますか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 先ほど申しましたとおり、クリーンアメニティがやっていた分についてはJAのほうでですね、やっただくということで話ちゅうか、もう打ち合わせ、協議ができてたというふうに判断しておりましたので、当然農廃ビについてはJAのほうでやっていただけるということで、当方として

は、一般生活に密着した瓦とか瓦れきとか畳とか布団とか、そういう生活に密着した部分について重点的に収集したというところでございます。（委員前川祥子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございせんか。（委員古嶋津義君「小会とっていただきたい」と呼ぶ）

小会します。

（午前11時18分 小会）

（午前11時18分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（庄野末藏君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） 先ほど、古嶋委員から提案があった、再度収集ちゅうのができないもんかということで、私も9月議会で要望をしてみましたけど、業者が入った場合はですね、手数料取ってやる分であるし、個人で本当に直すのにまだまだ時間がかかる、材料は不足しとるといような状況がまだまだあるということですね。そういう人たちの分に対しては、ぜひ受け取ってほしいという要望もあつとつとですよ。今後、いろんな方法で収集をですね、できないもんかというふうに思いますので、どうか皆さんで検討した中でですね、本当に個人の被災ごみちゅうか、それであれば受け取るような形をですね、何らかの形でとってもらいような作業をやってもらいたいというふうに思いますので、強く要望します。

○委員長（成松由紀夫君） 要望ですね。

○委員（庄野末藏君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 今のは便乗ごみで
すかね、災害ごみですかね。

○委員（庄野末藏君） 災害ごみだけど——災
害ごみですたいね。それを結局業者がとって
いく場合は手数料取っていくけんですね。しか
し、個人でした場合はなかなか年とった場合、
なかなかできないというふうな状況で、資材待
ちとかいろんなことがあって、できないという
状況がまだまだあるちゆうことで。

○委員長（成松由紀夫君） はい、わかりまし
た。

ほかにございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。本当に今回の
ですね、災害の対応お疲れさまです。本当に昼
夜を問わずの対応、お疲れのことだったという
ふうに思っています。

16年ぶりですね、やっぱり災害というこ
とで、非常にそういった意味ではノウハウも含
めて、先ほど検証したということでありました
けれども、大変だったろうというふうに思うん
です。ただ、今回、場所の選定、またさまざま
なですね、課題がやっぱり出てきているという
ふうに思います。そのことをきちんと総括して
いただいて、なおかつですね、やっぱり特に災
害ごみの集積所についてはですね、やはり考え
んといかぬなというふうに思っています。

新しい環境センターの建設、これも後である
ようですが、やはりこの中にですね、きちんと
そういった災害に対応するにはどうしたらいい
かっていうこともですね、盛り込んで考えてい
ただきたいなというふうに思います。よろしく
お願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ
んか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 先ほども少し触れまし
たが、水処理センターの集積所につきまして
は、市内の方からお電話がありまして、地面が
ぬかって、落ち葉等鏡で収集するから、持って
きてよかろうかというお電話が2件ありまし
たので、16年前ですね、やっぱり山こずみに
した悪夢がちょっとよみがえりましてです
ね、わあ一つと。そして、当日、私も8時
前にちょっと行きまして、支所長と話しよ
ったんですけど、一方通行ですね、当初はち
ょっと車が渋滞してましたが、あとはスム
ーズに流れて、職員の方が、全部免許証を
提示されて、住所を書き写して、そして、
トラックならトラックを見られて、何品目
までと返された方もあったように見てお
りました。そういう中ですね、あの辺はち
ょっと住宅もありますので、また、悪臭、
環境問題等もありますので、なるだけ早
目に。先ほど、それから前川委員が言
いましたように、また台風が来るかもしれ
ませんので、二次災害等がやっぱり起き
る可能性もなきにしもあらずですので、
早目に撤去をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ
んか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 今回は本当に廃棄物の
分別がかなりよく最初からでき上がって
いたなというふうに、それは感心いたしま
した。そのことによって、かなり経費も
違ってくるだろうなというふうに思
います。

今後、台風というか風の被害、それから
雨の被害、それぞれまた被害が違うと思
うんですよ。それに対する対応策、そう
いうところもしっかりですね、マニ
ュアル化と先ほどもおっしゃいました
けども、こうなったときにはどうす
るかという、その想定ですね、それをし
っかり

とやっていただきたいと。危機意識を持って、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第89号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時24分 小会）

（午前11時27分 本会）

◎議案第82号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第82号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（古田洋治君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 古田下水道総務課長。

○下水道総務課長（古田洋治君） こんにちは。下水道総務課、古田でございます。よろしく願いします。じゃ、座って御説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（古田洋治君） 議案第82号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号につきまして御説明させていただきます。

資料は、別紙の補正予算書でございます。

まず、今回の補正の概要、趣旨から御説明さ

せていただきます。本市の下水道事業は、御承知のとおり、ことし4月1日から地方公営企業法の一部適用、いわゆる財務規定のみを適用し、これまでの官公庁会計から企業会計に移行しておりますが、今回の補正は当初予算で前年度の決算見込みの数値を用いて作成しております4月1日時点の予定開始貸借対照表につきまして、今般、平成26年度の打ち切り決算等の金額が確定しましたことから、予定開始貸借対照表の各科目の金額を修正し、正式に企業会計の起点となります開始貸借対照表を予算書に計上するものでございます。また、これに付随する本年度の予算額につきましても、あわせて修正するものでございます。

それでは、補正予算書の内容について説明いたします。お手元の予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第82号、第2条（収益的収入及び支出）で、平成27年度八代市下水道事業会計の当初予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとしております。

左から括弧で示しておりますが、科目、既決予定額、補正予定額、（計）という順で示しておりますが、収入では、第1款・下水道事業収益、第2項・営業外収益で162万2000円を減額し、下水道事業収益の補正後の金額を、一番右の列になりますが、30億7469万3000円としております。また、下段支出では、第1款・下水道事業費用、第1項・営業費用で869万6000円を減額し、下水道事業費用の補正後の金額を30億9590万5000円としております。内容につきましては、後ほど5ページからの下水道事業会計補正予算に関する説明書で御説明いたします。

続いて2ページをお開きください。

第3条の資本的収入及び支出ですが、当初予算の第4条で、資本的収入額が資本的支出額に

対して不足する額9億2610万5000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1000万3000円、引継金1億5699万4000円及び当年度損益勘定留保資金7億5910万8000円で補填するものとすると規定していましたが、先ほど申し上げました平成26年度の打ち切り決算の確定及び今回の予算の変更に伴い、今回の補正予算書に示してありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9億2610万5000円を9億2603万3000円に、引継金1億5699万4000円及び当年度損益勘定留保資金7億5910万8000円をそれぞれ1億581万9000円、8億1021万1000円に改めております。また、支出におきましては、第1款・資本的支出、第2項ですが、企業債償還金で7万2000円を減額し、資本的支出の補正後額を27億4708万3000円としております。

ただいま申し上げました条文を説明いたしますと、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額とは、収入の第1款・資本的収入から支出の第1款・資本的支出を差し引いた額、引継金とは、企業会計移行の4月1日に下水道特別会計から引き継いだ金額、当年度損益勘定留保資金とは、収益的収入及び支出の予算のうち、後ほど説明いたしますが、現金の支出を伴わない費用の減価償却費から、現金の収入が伴わない長期前受金戻入額を差し引いた内部留保資金を補填財源として取り扱うものでございます。

次に2ページの下段、第3条の2、特例的収入及び支出では、当初予算の第4条の2で地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ8097万4000円及び1億3144万8000円であると規定していましたが、これらの金額をそれぞれ1億9445万9000円、572

6万9000円に改めるものでございます。

地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額とは、平成26年度末の債権・債務で、企業会計に移行する平成27年度に引き継ぐ債権及び債務として整理する未収金及び未払金のことでございます。

次に3ページですが、第4条は、下水道使用料コンビニ収納事務委託につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。期間を平成28年度から平成30年度、限度額を1件当たり66円に収納取扱件数を乗じて得た額及び基本料月額としております。

下水道使用料のコンビニ収納につきましては、市税等と合わせて来年4月から導入を予定してありまして、事前の準備作業などで本年度契約が必要となることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上が、議案第82号の内容説明であります。

続きまして、5ページからが下水道事業会計補正予算に関する説明書であります。

あけまして、7ページから11ページになりますが、平成27年度八代市下水道事業会計補正予算実施計画となります。内容につきましては、19ページ、20ページの予算の明細にて後ほど御説明いたします。

次に、12ページの予定キャッシュフロー計算書は、予算等の変更に伴いまして修正を行っております。

続きまして13ページの開始貸借対照表でございまして、貸借対照表につきましては、先ほど議案の中で御説明しましたとおり、当初予算では、決算見込みの金額をもとに、頭に予定がつきます予定開始貸借対照表として計上してありますが、平成26年度の決算及び26年度に改築更新を行った下水道管渠、水処理センターの資産評価額などが確定いたしましたので、各

科目の金額を修正し、予定という文言をとりまして、正式な企業会計のスタートとなる開始貸借対照表として予算に計上するものでございます。

内容につきましては、資産の部、13ページの右下の固定資産合計で、当初予算の開始貸借対照表と比較しますと、1934万円減の一番下の段になりますが、499億2215万6000円。

14ページに移ります。金額は、一番右の列をごらんいただきたいと思いますが、流動資産合計で6445万2000円減の3億27万8000円、その下、資産合計で8379万2000円減の502億2243万4000円。

次に、負債の部では、3、固定負債で1億4082万8000円減の236億9184万6000円、4、流動負債で7424万円減の一番下になります19億219万2000円。15ページですが、5、繰延収益は7641万4000円増の224億7504万2000円。負債合計で1億3865万5000円減の480億6908万円。

次に、資本の部では、6、資本金で5486万3000円増の12億8889万2000円。7、剰余金は前回と同額の8億6446万2000円。資本合計で21億5335万4000円。

負債資本合計は、資産合計と同額の502億2243万4000円となっております。

次のページの16ページから18ページの予定貸借対照表は、ただいまの開始貸借対照表及び予算等に基づく平成28年度3月31日いわゆる期末時点の見込みとなります。

続きまして19ページをお願いいたします。

冒頭で説明いたしました今回の補正予算の明細でございます。まず、収益的収入及び支出の収入では、款1・下水道事業収益、項2・営業外収益、目5・長期前受金戻入で162万20

00円を減額し、補正後の金額を9億2635万1000円としております。

長期前受金戻入とは、資産の減価償却費と同じく、下水道施設を整備した際の財源であります国庫補助金や一般会計繰入金、受益者負担金などを、施設ごとの耐用年数に応じて、毎年度長期前受金戻入として収益化することとされておりまして、収入として予算に計上いたしました。

今回の減額につきましては、開始貸借対照表と同じく平成26年度に整備いたしました下水道管渠及び水処理センターの改築更新の決算額、固定資産評価額が確定し、改築によります除却が発生したことなどにより減額となるものでございます。

次に、支出では、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目6・減価償却費で869万6000円を減額し、補正後の金額を18億4114万1000円としております。減額の理由といたしましては、先ほども説明いたしました長期前受金戻入と同じでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

資本的支出では、款1・資本的支出、項2・企業債償還金、目1・企業債償還金で7万2000円を減額し、補正後の金額を18億4491万2000円としております。これは平成26年度に借り入れました企業債のうち、今年度の償還額が当初の見込みより7万2000円減額となり、こちらも開始貸借対照表の修正に必要となるため、予算額を減額補正するものでございます。

最後になりますが、21ページ、債務負担行為に関する調書及び企業債の現在高の見込みに関する調書でございます。

以上で、議案第82号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算書・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。済みません、ちょっと聞きづらかったですけども、債務負担行為でコンビニ収納経費が出してあるんですけど、一般会計のほうは当初予算に上がったかど記憶しているんですけども、これはやっぱりこの予算確定後じゃなかつたかといけぬだったという理由なのか、それともただ単にそのときに計上を漏らしておりましたという話なのか、これはどちらになるんでしょうか。

○下水道総務課長（古田洋治君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 古田下水道総務課長。

○下水道総務課長（古田洋治君） 大変申しわけございません。全くおっしゃられたとおりでございます。コンビニ収納事務委託につきましてではですね、他の税関係、一般会計等々ですね、歩調合わせて事務等をですね、進めてきたわけですけども、年度末、年度当初、非常にこの移管につきまして、事務煩雑というふうなこともありまして、漏れておったというふうなことで、今回計上したということでございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第82号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第91号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○下水道建設課長（福田新士君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、福田下水道建設課長。

○下水道建設課長（福田新士君） はい。下水道建設課の福田でございます。よろしくお願ひします。

議案第91号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号につきまして、御説明させていただきます。着席にてお願ひいたします。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○下水道建設課長（福田新士君） 資料は、別冊補正予算書でございます。

まず、概要から説明させていただきます。今回の補正につきましては、8月25日到来しました台風15号で被災を受けました下水道施設、新港町の水処理センター及び新開町の中央中継ポンプ場におけます災害復旧費の補正予算をお願いするものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

まず、第2条で収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めております。収入では、第1款・下水道事業収益の第2項・営業外収益で370万円を追加し、補正後の計を30億7839万3000円としております。営業外収益は、災害復旧に伴う国庫負担金でございます。

次に、支出では、第1款・下水道事業費用、第1項・営業費用で655万円を増額、第2項・営業外費用で21万1000円を減額し、下水道事業費用合計で633万9000円を追加し、補正後の計を31億224万4000円としております。営業費用は、施設等の災害復旧費、営業外費用は災害復旧費の収入支出に伴う消費税及び地方消費税でございます。

また、第2条の、なお書きにあります、営業費用中災害復旧費655万円の財源に充てるため、企業債180万円を借り入れることとしております。この企業債180万円につきましては、収入の予算では計上しておりませんが、これは、今回の災害復旧の内容が比較的の小規模で、資産価値の上昇や耐用年数が延長されるものではないため、復旧経費を資本的支出ではなく、収益的支出の営業費用で予算計上しております。このような場合の企業債の予算計上の方法としましては、収入予算には計上せず、予算書の文言中で財源を示すものとされているためでございます。

次に、2ページをお開きください。

第3条で平成27年度八代市下水道事業会計予算、これは当初予算のことでございますが、その第5条に定めました企業債につきまして、災害復旧事業債180万円を追加しております。

続きまして、補正予算の内容について御説明いたします。ページが飛びますが、12ページ、13ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の12ページ下段の支出から御説明いたします。支出では、款1・下水道事業費用、項1・営業費用、目2・ポンプ場費で225万円を追加し、補正後の計を7923万3000円としております。これは、中央中継ポンプ場の出入りロドアが枠ごと変形し、ガラスが破損したことによります出入り口復旧費用の工事請負費でございます。

次に、目3・水処理センター費で430万円を追加し、補正後の計を3億2982万9000円としております。これは、水処理センター施設内のポンプ棟外壁タイルなどの破損によります修繕費75万円、施設内の倒木復旧にかかります委託料25万円。そのほか余剰ガス燃焼装置の煙突倒壊によります復旧工事及び風向風速計の破損によります復旧工事の工事請負費330万円でございます。

次に、13ページ、項2・営業外費用、目2・消費税及び地方消費税では21万1000円を減額し、補正後の金額を3005万6000円としております。これは、今回の災害復旧経費の補正に伴い、課税仕入れ税額が増加することによりまして、来年の6月の申告、支払い予定の消費税及び地方消費税が減額になるものでございます。

次に、12ページの上段の収入でございますけれども、款1・下水道事業収益、項2・営業外収益、目7・国県負担金で370万円を追加計上しております。

支出の目2・ポンプ場費、目3・水処理センター費の工事請負費が下水道施設災害復旧事業費国庫負担金の補助対象となりますことから、補助率3分の2で予算計上いたしております。

以上が補正予算の内容となりますが、8ページの予定キャッシュフロー計算書、9ページから11ページの予定貸借対照表は、今回の補正予定額に合わせて修正を行っております。説明につきましては、省略させていただきます。

次に、14ページをお開きください。

企業債の現在高に関する調書につきましては、本予算書の第3条で追加しております災害復旧事業債180万円につきまして、区分及び起債額を追加し、当該年度末現在高見込額を247億3374万6000円としております。

以上が予算の説明でございますが、施設の被害につきましては、別紙資料で説明させてくだ

さい。

右上のほうに資料とついております、議案第91号のやつですけど、1枚めくっていただきますと、今回の目次としまして、支出項目2項目上げております。ポンプ場費のところ中央中継ポンプ場に当たります。と、水処理センターの施設のほうが下段になります。

1枚めくっていただいて、位置関係の位置図がついておりますけど、左上のほう、水処理センターの位置を示しております。中央中継ポンプ場ですけど、これはゆめタウンの西側に中央ポンプ場、その横に中央中継ポンプ場として配しております。

もう1枚めくっていただきますと、被災の状況です。中央中継ポンプ場の扉、これが枠ごと変形いたしまして、ガラスが2枚あるものが飛び散ってなくなっております。

1枚まためくっていただきますと、水処理センターの被災状況です。主なものは、右側の今度災害復旧のほうで、今、この煙突が落ちているんですけど、9メートルあります煙突の中ほどからとれまして下に落ちました。復旧のほうには今、国庫補助の対象になるということと、査定前の着工ということでお願いしまして、もう修理のほうに今入っております。

以上で説明終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。濟いませぬ。水処理センターの余剰ガス燃焼装置煙突が折れとつんですけど、その風の強かったけん、折れたちゅうのはわかるんですけど、どういう状況だったんでしょうか。何か折れてる部分とか、何かそういったの。きれいに何か外れとっけんで

すね。

○下水道建設課長（福田新士君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、福田下水道建設課長。

○下水道建設課長（福田新士君） はい。これが、先ほど言いました9メートルほど高さがございます。下のほうの4メートル50ぐらいのところから折れとるんですけど、その残ってる部分につきましては、煙突の径がちょっと大きゅうございます。それで、その折れたところから調整して、上部の落ちた部分が乗かってたんですけど、そこの変換する施設が溶接等でとめてあったんですけど、もう切断されて、風の影響ですすね。それで、分断された状態で落ちてきました。（委員古嶋津義君「これは向こうにあるのが下になつとか」と呼ぶ）この何か丸かやつに、この手前から乗かってたんですけど。（委員古嶋津義君「写真が残ると、この塔の上に乗とつ」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手をお願いします。（「まだ……」と呼ぶ者あり）はい、大倉委員。発言中でした。

○委員（大倉裕一君） 手元にもその説明資料あるんですけど、何というんですかね、内部のほうからサイコロみたいな四角いのが転がり落ちてきてるところが接合部分ということで理解していいんですよね。

○下水道建設課長（福田新士君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、福田下水道建設課長。

○下水道建設課長（福田新士君） はい、今言われるとおり、耐熱のセメントで、そのれんがみたいなやつが中間部分に施してありましたが、それも倒壊のために破損して飛び散ってしまったという状態になっております。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 八代地域の最大風速が

36メートルだったですかね。37弱という話だったんですけど、ちょっと自分のイメージとすれば簡単に壊れ過ぎとっとじゃなかつかなっていうような思いがずっとですけど。例えば、溶接が施工不良というのですか、きちっと乗っもらんだったとかっていうことは考えられないんですか。

○下水道建設課長補佐兼水処理センター場長（南 浩一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 南下水道建設課長補佐兼水処理センター場長。

○下水道建設課長補佐兼水処理センター場長（南 浩一君） 少し現地のほうで工場へ持ち帰りましてですね、状況の確認をしました。

まず、経緯としましては、まず台風前には月例点検を行いましてですね、状態の異常は見られませんでした。溶接等の剥離があれば発見できると思うんですが、その状態はなかったということです。

それで、当日の風向きでいきますと、内港のほうの風向きがあるんですが、データをちょっと入手しましたが、1時間の間に北側から南側に大きく暴風雨が巻いとりますもんですから、はっきり言いまして全体に満遍なく風が当たって、それごと多分煙突が揺さぶられたということで、実際もう施工して30年ほどたつんですが、その経年劣化も踏まえて、2つ要因が合わさってですね、溶接の部分が断裂してきれいに落ちたというふうに、今、原因のほうは今推定をしております。

実際に現地のほうでの溶接部分の、生きてるかどうかというのを見てまいりましたが、溶接の部分ではですね、確かに生きてる部分がありました。それでもねじ曲がってとれたというふうに判断をしております。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 溶接部分が切断されたのが新しい傷だったということですので、そこ

を信頼、信用したいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第91号・平成27年度八代市下水道事業会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時01分 開議）

◎議案第83号・契約の締結について（南川橋梁上部工建設工事（27-1））

○委員長（成松由紀夫君） それでは、休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第83号・南川橋梁上部工建設工事（27-1）に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部部長の岩本でございます。

議案第83号の契約についてお願いをいたし

ます。

詳細につきましては、工事関係は建設部の西都市整備課長、契約関係は財務部の山本契約検査課長に説明いたさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○都市整備課長（西 竜一君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、西都市整備課長。

○都市整備課長（西 竜一君） はい。皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）都市整備課の西でございます。

まず、私のほうからですね、今回の工事の概要について説明させていただきたいと思えます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきますと思えます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○都市整備課長（西 竜一君） それでは、お手元の資料ですね、よろしいでしょうか。こちらの1ページをまずお開きいただきたいと思います。

今回の工事概要説明書でございます。説明書に従いまして説明してまいります。

番号、街路第4号、件名、南川橋梁上部工建設工事（27-1）でございます。工事場所は、南川の河川内ではございますが、両側の町名をとりまして、八代市古城町、植柳新町一丁目としております。契約の相手方は、極東興和・園川組建設工事共同企業体でございまして、住所は熊本市東区渡鹿8丁目1-46でございます。契約金額は4億799万8080円でございます。工期につきましては、本議会の議決日から平成28年12月22日までを予定しております。

本工事につきましては、都市計画道路南部幹線の道路整備事業に伴いまして、橋梁の上部工の新設工事を行うものでございまして、主な工事の内容につきましては、施工延長が194メートルで、橋梁の構造はPC4径間連結ポスト

テンションT桁橋でございます。1径間の長さが34.5メートルで、それを4径間、合わせて138メートルの径間長となります。今回の施工幅員が12.75メートルで、桁の厚さが2メートルでございます。このほかに地覆や防護柵などの設置を行うものでございます。

次に、2ページをごらんください。

位置図でございます。南部幹線は、建馬町のゆめタウンの東側、県道八代港大手町線と平山新町の八代南インターチェンジ付近、国道3号とを結ぶ全長約5.6キロ、幅員30メートルの都市計画道路でございまして、そのうち南川を挟みます延長1038メートルの区間を、八代市で平成9年度に事業認可を取得し、整備を行っているところでございます。

次に、3ページをごらんください。

現在事業中の市施工区間の平面図でございます。図面左側が北側になります。古城町の都市計画道路麦島線から南川をまたぎ、葭牟田町の市道植柳新町葭牟田町線までの1038メートルが現在事業中の区間でございまして、赤色で着色したところが、今回の橋梁工事の施工箇所でございます。また、緑色で着色した部分が今年度別工事で施工する箇所、黒色で着色した部分が過年度施工箇所——26年度までに施工した箇所ということになります。なお、あわせてですね、この資料の中に現在の状況を、ちょっと小さい写真で申しわけないんですが、写真をあわせて添付しております。今現在このような状況ということになります。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

この図面は、南川橋梁部分を拡大した図面ということになります。先ほどとですね、図面の方向が違って大変申しわけありませんが、この図面は右が北側ということになります。一番上の図が川の方から見た縦断面図、真ん中の図が平面図、一番下の図が道路の方から見

した横断面図でございます。先ほどの図面と同様にですね、黒色で着色しております上り線側がですね、昨年度までに橋梁工事が終わっております、赤色で着色した今回の工事箇所と、緑色で着色しました今年度別途施工で実施します工事箇所の工事が終わりますと、舗装工事を除きまして、橋梁工事は完了ということになります。

次に、5ページをごらんいただきたいと思っております。

これは、南部幹線の南川橋梁がですね、完成したということですね、イメージ図を現在のですね、写真にですね、グラフィックでですね、張りつけたものでございまして、ここにあります、赤色で着色した部分が今度の工事場所ということになります。

それと最後になりますが、市で現在行っております南川を挟みます区間につきましては、平成28年度末完成を予定しているところでございます。

以上で工事の概要の説明を終わらせていただきます。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本財務部首席審議員兼契約検査課長。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） 契約検査課の山本でございます。

工事の概要に引き続き、入札及び契約に関しまして、着座して御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本財務部首席審議員兼契約検査課長。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） それでは、議案第83号・契約の締結に

ついて御説明申し上げます。

先ほど、西課長のほうから説明がございましたとおり、本議案は、南川橋梁上部工建設工事（27-1）に係るもので、契約金額は4億799万8080円で、極東興和・園川組建設工事共同企業体を相手方として契約を締結するものでございます。

予定価格が1億5000万円以上の工事請負契約の締結となりますことから、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付すものでございます。

先ほど、工事概要の説明で使いました資料の6ページの制限付一般競争入札公告をお願いいたします。

本工事につきましては、制限つき一般競争入札を実施する旨を平成27年6月19日に公告いたしております。

本市では、入札の透明性、公正性、競争性を確保するため、設計金額が2500万円以上の建設工事につきましては、原則、制限つき一般競争入札を行うことといたしております。

なお、本入札は、電子入札システムを利用して行うとともに、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査方式を採用し、また最低制限価格も設けております。

次に、中段部分に記載しています2、競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項についてでございますが、（1）企業に関する条件ですが、共同企業体、すなわちJV方式を採用し、JV構成員の数は2者または3者といたしております。これは、地元業者の公共工事への参入機会を確保するとともに、単体企業による施工に比べて効果的な施工が確保できると認められる工事内容であり、設計金額がおおむね1億5000万円以上の土木一式工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため、技術力等を特に集結する必要があると認められるものについては、本市では原則JV発注といたしております。

す。

次に、JV構成員に係る条件でございますが、代表構成員につきましては、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、プレストレストコンクリート工事における総合評定値が1100点以上あり、九州管内に営業所を有する者といたしております。

特定建設業の許可を条件としていますのは、土木一式工事において下請総額が3000万円以上となる場合は特定建設業の許可を受けていることが必要となり、本工事においては下請総額が3000万円以上となることが想定されますことから、条件として設定したものでございます。

代表構成員以外の構成員につきましては、土木一式工事の許可を受けており、平成27・28年度八代市競争入札参加資格における土木一式工事の格付がA級であり、八代市内に主たる営業所を有する者といたしております。また、全ての構成員が、設計業務等の受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日の期間の各項目で記載している内容の全てを満たしていることも条件といたしております。

次に、(2)企業の施工実績及び配置予定技術者に関する条件ですが、施工実績に関する事項につきましては、当該事項記載の実績を代表構成員のみの条件といたしております。

7ページをお願いいたします。

配置予定技術者に関する事項につきましては、代表構成員に関しては、施工経験、資格等及びその他に記載した条件を全て満たす者を、また代表構成員以外の構成員では、資格等及びその他に記載した条件を全て満たす者を工事現場に専任で配置できることを条件といたしております。

次に、5、入札日程でございますが、入札期間を7月10日から7月23日まで設定し、7月24日に開札を行っております。

6、契約締結については、議会の議決があった場合は、本契約となる旨を定めた仮契約を請負者と締結する旨を記載いたしております。

次に、8ページの入札結果をごらんください。

本入札は、事前審査方式を採用しておりまして、9つの共同企業体が入札前に競争参加資格審査の申請を行い、全ての共同企業体の参加資格が確認でき、入札に参加されておられます。なお、いずれの共同企業体も構成員は2者でございます。

入札の結果は、9つの共同企業体のうち8つの共同企業体が最低制限価格3億7768万4163円未満の金額のため失格となり、極東興和・園川組建設工事共同企業体が、予定価格4億2551万円に対し、入札金額3億7777万6000円、落札率88.78%で落札し、7月27日に契約金額4億799万8080円で仮契約を締結いたしております。

なお、代表構成員は極東興和で、出資割合は極東興和60%、園川組40%となっております。

以上で説明を終わります。審議の方、よろしくお願いいたします。

○委員長(成松由紀夫君) はい、それでは以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

○委員(大倉裕一君) はい。

○委員長(成松由紀夫君) はい、大倉委員。

○委員(大倉裕一君) 入札のほうで。9者の参加があつて、結果的に最低制限価格というものが一つの条件というふうな形になって、それをクリアするのが1者しかなかったということで、そこと契約をすることになってるわけですけども、今回の入札について全体的な視点からどういうふうな思いを、契約検査課のほうでは持っておられますか。

○財務部首席審議員兼契約検査課長(山本洋治

君) 委員長。

○委員長(成松由紀夫君) はい、山本契約検査課長。

○財務部首席審議員兼契約検査課長(山本洋治君) 確かに、9JVが入札いたしましたので、そのうち8JVが最低制限価格未満だったということで失格になって、1JVだけが落札したという形になりますけど、ほかのJVもほとんど87.76%から88.7%、予定価格に対してですけども。ということで、最低制限価格を意識した金額での入札じゃなかったかなという、数字だけで思っております。たまたまランダム係数というのでですね、その係数次第によっては上がったり下がったりすることもありますので、そうしたことが影響して、9JVのうち8JVが失格になったという状況でございますので、JVの入札自体につきましては、特段問題なかったと思っております。

以上でございます。

○委員長(成松由紀夫君) はい、大倉委員。

○委員(大倉裕一君) ランダム係数というのは、公表できるものでしょうか。公表できるものであれば、今回のランダム係数についてお知らせいただきたいと思っております。

○財務部首席審議員兼契約検査課長(山本洋治君) 委員長。

○委員長(成松由紀夫君) 山本契約検査課長。

○財務部首席審議員兼契約検査課長(山本洋治君) ランダム係数につきましては、この入札関係、契約関係につきましては、公表要領がございまして、ランダム係数につきましては、公表する要領の中に入っておりますので、公表自体はしていません。ただし最低制限価格につきましては、公表いたしております。

以上でございます。

○委員長(成松由紀夫君) はい、大倉委員。

○委員(大倉裕一君) これ、どう見てもです

ね、おかしいなという、市民の方が見られてもおかしいなという評価をされるんじゃないかなというふうに思います。予定価格が4億2551万円ですか。(「はい、そうです」と呼ぶ者あり)それに、どこの企業さんの入札見ても3億7600万から700万ということで、このもともとの予定価格自体が少し高目に設定されていたんじゃないかという疑念も湧くんですけど、このあたりはどのようにお考えですか。

○都市整備課長(西 竜一君) 委員長。

○委員長(成松由紀夫君) 西都市整備課長。

○都市整備課長(西 竜一君) 設計につきましてはですね、コンサルタントに設計、図面等を依頼しまして、その中から数量を拾いまして、それに市場価格を掛け、全国で共通のあります積算基準をもとにですね、積算をし、経費率等についても、その全国標準のですね、基準の経費率等を用いておりますので、設計価格についてはですね、今の市場単価を反映した設計——予定価格ではないかと判断しております。

あと、どれだけ企業の方がですね、それを下回って頑張るかというのはですね、企業努力ということになります。効率のよい現場の施工であったりですね、そういう現場での工夫というものでですね、どれだけ自分たちが頑張れるかというのをですね、それぞれの企業の皆さんがですね、頑張られるということだと考えております。

○委員長(成松由紀夫君) はい、大倉委員。

○委員(大倉裕一君) 最低制限価格というものがあっているのは、もう理解しながらも金額をできるだけ低く、札を入れてとりたかったけども、結果としてこうなったというふうな発言みたいなんですけど、なかなか何ちゅうですか、理解できないんですけども。証拠がないのでですね、何もおかしいという、何ちゅうですかね……。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○都市整備課長（西 竜一君） 済みません、1つだけ、先ほど。

○委員長（成松由紀夫君） はい。西都市整備課長。

○都市整備課長（西 竜一君） はい。済みません。先ほどの説明の中でですね、1つ間違っ
て説明してございました。

先ほど、橋梁部分については、舗装工事を残してですね、完了ですということを言いましたが、その中で1つ抜けておりました。舗装工事と照明工事を除いて橋梁については完成ということになります。済みません。漏らしておりました。申しわけありませんでした。

○委員長（成松由紀夫君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第83号・南川橋梁上部工建設工事（27-1）に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、要望書等につきまして写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成について

は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午後1時22分 小会）

（午後1時23分 本会）

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して、環境センター建設事業の進捗状況について、執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） 市民環境部の湯野でございます。

先ほど、マニュアル、資料の提出がございましたので、まず、廃棄物対策課長の山口課長のほうから、こちらのほうにて説明をさせたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、廃棄物対策課の廃棄物処理についての資料についての説明をお願いします。

山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 先ほど前川委員のほうから御質問がございました、災害時のマニュアルについてということでございます

ので、これについて御説明申し上げます。

お手元に資料が届いていると思いますけども、これは、ことし3月、災害廃棄物に対応すべく訓練をいたしました。そのときのマニュアルでございます。1ページをめくっていただきますと、フロー図というのがございます。このフローに基づいて、各作業を進めているということでございます。

また、今回、3月時に作成しましたものにつきましては、大震災もしくは大津波というふうな極めて激甚的な災害が起こったときを想定したものでございますので、被害状況はマックスで捉えるということでのマニュアルとしてつくってございます。

1ページ目のところですが、災害発生後のフローとなっております。被害調査をしながら集積場の開設を行うと。災害対策本部に報告し、災害後の集積所の設置を決定し、それから今回のように市民へ広報と集積所の整備をして収集するというフローになっております。

2ページのほうですけども、これは災害時の仮置き場の案でございます。実際3月にはこういうことでやっておりますけども、こういう体制で行うということで、担当課としては想定しております。

3ページでございます。災害時に分別する理由ということですけども、1、迅速に、2、できるだけ少ない場所で、3、限られた人材でという、この3つをポイントに進めるということでございます。

4ページ目が、災害時の廃棄物処理のイメージということで、これは現在やっていることと全く同じですけども、災害現場から今回の場合は各市民に搬入してもらおうと。仮置き場に設置しまして、出たものは分別したものに従って中間処分等を行って、最終的には全ての処分を終わるということでございます。

5ページ目、6ページ目、これは仮置き場で

の処理イメージということでございます。この場合は大分別を5つにしております。第1が可燃、第2が可燃、1、2というふうに可燃を2つに分け、それから第3で金属、第4で瓦れき、第5で処理困難なものということに分けております。その分類の……（発言する者あり）わかりました。そういうことでの処分の仕方をするということでございます。

今回の場合は一番最後になりますが、台風〇〇号の災害ごみについてというチラシがございます。ページ数は打ってありませんけども、今回もこのような形で、これをもとにしてチラシを打ったところでございます。今回の場合は品目をこの中から絞り込みまして、6ページにして行ったということでございます。

今後も、防災計画等にはマニュアルがまだ策定されておられませんけども、廃棄物対策課としては、このマニュアルに沿ってやっていきたいと考えております。

以上でございます。

・生活環境に関する諸問題の調査

（環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、改めまして、生活環境に関する諸問題の調査に関連して、環境センター建設事業の進捗状況について執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） こんにちは、市民環境部です。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）よろしくお願いいたします。

それでは、環境センター建設事業の進捗状況につきまして、市民環境部の環境センター建設課の山口課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）環境センター建設課の山口でございます。

環境センター建設事業の進捗状況について御報告させていただきます。着座にて御報告させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 本日は、環境センターの主な施設の基本設計がおおむねまとまってまいりましたので、各施設の概要について御報告させていただきます。

資料につきましては、数が多いでございますので、クリップどめさせていただきます。クリップを外していただきますと、表紙の後にA4判縦の資料で基本設計の案の概要、その後、横の資料で各施設の図面がついております。1番目がエネルギー回収推進施設、2番目が計量棟・受付棟、3番目がマテリアルリサイクル推進施設、4番目が管理棟、5番目が車庫棟・洗車棟、6、7番目が外構施設、緑地エリアと施設ごとに資料をとじております。資料には1ページから39ページまで連番でページをつけさせていただきます。

説明に当たりましては、資料が多いでございますので、概要書の説明のほうは省かせていただきまして、主要な部分のみの説明とさせていただきますことを御了承ください。

それでは、A4の横、エネルギー回収推進施設の図面のほうをごらんください。

4ページは、施設を南側から見まして1号炉を中心とした場合の断面図になります。5ページから11ページまでが施設の各階の平面図、12ページから15ページが施設の立面図、16ページが施設の概要フロー図となっております。

それでは、図面の7ページのほうをごらんく

ださい。

2階部分、プラットホームが整備される階の平面図になります。受け入れ扉は全部で5カ所、1番から4番までが市の収集車や許可業者の車両用、ダンピングボックスのある扉が一般車両用となっております。

次のページ、8ページをお開きください。

3階部分、見学通路が整備される階の平面図になります。黄色の部分が施設全体を管理するための中央制御室。制御室を取り囲むように青色の見学通路が配置されます。見学通路は、マテリアルリサイクル推進施設と渡り廊下でつながっており、右上の通路から入ってきて、プラットホームやごみピットを見てから中央制御室の前を通り、焼却炉や発電機を見て、リサイクル施設へ戻るルートとなっております。

ページを飛ばしまして10ページをお開きください。

5階部分、ごみクレーンが整備される階の平面図になります。ごみピットの上部にごみクレーンが2基配置され、両方とも稼働する形になります。

ページを飛ばしまして、今度は16ページをごらんください。

施設の概要フロー図になります。緑色の太線がごみの流れ、グレーの太線が灰の流れ、黄色の太線が排ガスの流れ、赤色の太線が蒸気の流れ、青線が空気の流れ、紫色の破線が水や薬剤の流れとなっております。

以上でエネルギー回収推進施設の図面の説明を終わらせていただきます。

続きまして、計量棟・受付棟の概要を御説明します。図面のほうをごらんいただきたいと思っております。図面表紙をめくっていただきまして、17ページになります。

図面の左側が平面図、右側の上段と中段が立面図、下段が断面図になっています。計量器は受付用に2基、退室時、料金徴収用に1基、計

3基設置いたします。受付棟の左側が搬入時の計量用となり、外側が市の収集車両用、内側が許可業者及び一般搬入の車両用となります。受付棟の右側が退室時の料金徴収用の計量器となります。計量棟の説明を終わらせていただきます。

続きまして、マテリアルリサイクル推進施設の概要を御説明いたします。

施設の図面のほうをごらんください。

18ページは施設の断面図になっております。19ページから23ページ目までが施設の各階の平面図、24、25ページが施設の概要フロー、26、27ページが施設の立面図となっております。

それでは、図面の20ページをお開きください。

1階の平面図になります。施設の北側、図面では上の場所のピンク色の場所、ここでは施設内での車両の混雑を避けるために、一般車両の受け入れスペースを設置いたします。その右側が施設の入り口になります。施設内の緑色の場所は品目ごとのストックヤード、オレンジ色の場所は処理を行った後の資源物の保管ヤードになります。施設の中央、図面の上部、赤色の場所には破碎ごみの処理ラインが、中央の黄色の場所にはプラスチック製容器包装物の処理ラインが、その下、青色の場所には缶類の処理ラインが設置されます。施設に入った車両は、図面の右下の出口から出ることになります。

なお、18ページの断面図につきましては、上段にあります断面図が、図面左側のB-B、赤で示しておりますけど、この断面図をつけております。18ページ下の断面図は、図面中央のA-Aの位置に当たっておることを御説明しておきます。

次のページをお開きください。21ページになります。

2階の平面図になります。ピンク色の場所

は、委託作業員の休憩室になります。

次のページ、22ページをお開きください。

3階の平面図になります。緑色の見学通路は、設備を取り囲むように配置されます。図面右上の場所で管理棟と連絡通路でつながっており、見学者はここから入り、プラットホームを見て資源物の処理ラインを見て、中央制御室の前を通り、図面右下の連絡通路を通り、焼却施設のほうに進むことになります。焼却施設の見学が終わった後、左下の連絡通路からリサイクル施設に戻ってきて、管理棟に帰るということになります。

ページを飛ばしまして、24ページをごらんください。

破碎ごみ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の処理フローを示しております。

次のページ、25ページをお開きください。

缶類、発泡スチロール、白色トレイの処理フローと中間処理を行わずに一時貯留のみを行う資源物の品目を示しております。

以上でマテリアルリサイクル施設の説明を終わります。

続きまして、管理棟の概要について御説明いたします。

管理棟の図面28ページをお開きください。

1階の平面図になります。管理棟はL字の形になります。施設の正面入口は、東側、緑地エリアの方向から入ることになります。ホールを挟んで入り口正面、図面の上部、施設の北側に当たりますけれども、事務所エリアになっております。

次のページ、29ページをお開きください。

管理棟2階の平面図ということになっております。

そのまま30ページのほうをごらんください。

管理棟3階の平面図になります。3階全体が環境学習に対応するためのスペースとなっております。

ります。図面の上、施設の北側は環境学習スペース、啓発用の展示物などを設置するスペースと考えております。図面の下、施設の南側、多目的室は、長机、椅子を置いた状態で150人から160人程度を収容できる部屋となっております。施設見学は、この部屋を出て環境学習スペースを通り、施設の西側の出口から出て渡り廊下を渡り、リサイクル施設へ向かうこととなります。

次の31ページ、32ページは、施設の立面図となっております。

33ページ目が、現時点での環境学習エリアの活用方法の考え方を表にしております。表の一番左の列は、入札公告を行ったときの要求水準書に記載しました項目で、環境関係団体、グループの意見をとり入れた項目となっております。事業者は、これを参考にして提案を行っており、2列目が日立造船の提案となります。3列目が、その提案等を執行部で検討し、整理した項目、一番右の列はその項目の概要となっておりますが、項目ごとの説明は本日は省かせていただきます。

表の一番下の段は、要求水準書に記載のなかった項目で、事業者独自に提案してきたものがあります。リサイクル施設や焼却施設の見学通路の壁などを利用して、絵や掲示物などにより見学通路全体で施設紹介やごみに関する啓発を行うこととしております。この整理した内容につきましては、御意見をいただきました団体、グループに説明を行い、意見交換を行うこととしております。なお、今、御説明をいたしました管理棟内の部屋割り等につきましては、確定しているものではなく、廃棄物対策課や環境課とも詳細を詰めていく必要があり、実施設計の中で変更等の可能性があることを御了承ください。

以上で管理棟の説明を終わらせていただきます。

続きまして、車庫棟・洗車棟の概要を御説明いたします。図面をごらんください。34ページの平面図になります。

図面の左側が資源物の収集車両用の車庫、4トンの平ボディが12台駐車できます。施設の中央は洗車スペース、倉庫、オイル交換のスペース、その右側が可燃物の収集車両用の車庫、2トンパッカー車が縦列駐車で16台駐車できることとなります。

次のページが施設の立面図となっております。

以上で車庫棟・洗車棟の説明を終わらせていただきます。

続きまして、外構施設、緑地エリアの概要を御説明いたします。図面をお開きいただきまして、36ページをお開きください。

現時点での全体の配置図となっております。図面の左側、廃棄物処理施設エリアが約3.1ヘクタール、右側、緑地エリアが約2.5ヘクタールになります。

次のページ、37ページをお開きください。

場内の車両の動線図となっております。数種類の車両の動線が合わさっておりますので、若干複雑になっておりますが、廃棄物処理施設エリア内は一方通行となっております。なお、この図面の右側の緑地エリア、色がついてない部分の配置図につきましては、提案時の図面がそのまま載っておりますので、その点御了承いただきたいと思っております。

次のページ、38ページ、管理棟と同様、現時点での緑地エリアの整備の考え方について記載した資料となっております。

なお、台風15号による災害廃棄物の受け入れ対応の状況を鑑みますと、緑地エリアの有効的な活用方法について、周辺関係者や関係部署と協議を重ねながら、今後進めてまいります実施設計の中で廃棄物処理、廃棄物の置き場というのを検討していきたいと考えているところで

ございます。

最後の39ページにはパース図をつけておりますが、本日委員会資料を作成するまでに新しいパースが間に合っておりませんので、提案時のパースをつけさせていただいております。新しいパースができましたら配付をさせていただきたいと考えております。

以上で、外構施設、緑地エリアの説明を終わらせていただきます。

今月下旬には基本設計ができ上がり、来月10月から実施設計に入っております。今後も関係団体、関係部署とも十分な協議を重ねながら、皆様に納得いただける実施設計を行っていきたくて考えております。

以上で環境センターの主な設備の基本設計の概要の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい、本件について何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済いません。マテリアルリサイクル推進施設のことで、基本は今の分別収集は変えないということだったですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり） 缶類処理ラインのところを少し説明していただいているのですか。アルミと缶と分別したやつをどこで投入するかというのがちょっと見えなかったもんですから。済いませんが。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 缶類の処理ということで、それでは、25ページの処理フローのほうをごらんいただきたいと思います。ちょっとこちらの図面、大きくしておりますので、そちらで御説明をしたいと思います。

が、よろしいでしょうか。

市の缶類は、アルミ缶もスチール缶もやっております。お手元の図面をちょっと大きくしているだけなんですけれども、この受け入れホップ、こちらのほうは、プラットフォームよりも下の部分、地下の部分になります。持ってきた缶類をショベルで、この受け入れのホップに投入しますと、こちらのベルトコンベヤーを通りまして、2階のここに運ばれてくる。2階のほうに運ばれたのが、2階の部分になります。選別ライン、ベルトコンベヤーですけども、こちらを通る間に異物を一応除去をしていただくということなんですけれども、それだけではなかなか取り切れないところもありますので、まず、磁選機のほうでまずスチール缶を取り除くということになります。それから、その取り除いたスチール缶を下の方の圧縮機のほうに回されて、圧縮される。そうしますと、今度はこの部分になりますけれども、ここがアルミ缶の選別機になります。アルミ缶に特殊な磁場をかけた、アルミ缶だけを飛ばす形で分別しまして、それに選ばれなかったものはこちらの破砕ごみラインに入っていく。アルミ缶のほうは下のやはり圧縮機のほうに入っていくという形になります。以上の御説明でよろしかったでしょうか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 投入口は同じ口になるけれども、ラインでその時間帯とかを分けてアルミを選別する時間帯とスチール等を使う時間帯と何かそういう分け方とかなんかで対応していくということになるんですかね。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） これ

は同時に、アルミ缶もスチール缶も同時に流れるという形で。一番最初に瓶類が入っている可能性が、それを手選別で取り除くと。まだ、そのままアルミ缶とスチール缶は混合されたまま流れていく。ここで磁選機でまずスチール缶のほうを取り除くという形になります。磁石で全部取ってしまうという形になります。その後、こちらの選別機で今度はアルミのほうに磁石で、ちょっと渦電流というのをかける形で、アルミ缶だけがちょっとはね飛ばすような形の選別機がここに。そこの部分でアルミ缶とそのほかの不燃物系のごみとかいうのが、ここで分別されるという形になります。ですから、一応この途中まではアルミ缶もスチール缶も混ざった状態で流れてくる。磁選機のほうでスチール缶だけを取り除く。その後、アルミ缶だけとそのほかの部分を取り除くという形になります。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） それはわかるんですけど、せっかく市民が分けた分別をですね、同じ口にがって入れて処理をされるみたいな感じに聞こえるんですね。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 済みません。市の収集では、缶類としか分別種目つくっておりません。各町内会では、市の収集に出す場合はアルミ缶もスチール缶も同じかごの中に入れていいですよという形で収集を行っております。町内会が、アルミ缶を有価物として売却される町内会もございますので、その場合はアルミ缶とスチール缶を分別されてる町内会のほうもございます。市が収集してきます缶類につきましては、アルミ缶もスチール缶も混ざった状態で入ってくるという形になります。た

だ、それぞれに分けましたとしても、やはり中のほうには何かの勘違いでアルミ缶、スチール缶混ざってる場合もございますので、必ずこの処理ラインの中を通しまして、スチール缶ならスチール缶のみを磁石で取り除く。アルミ缶は磁場の力を使ってアルミ缶だけを取り除くという装置を入れてるところでございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 今の八代生活環境、分別の方法ばってん、八代生活環境とも若干違うわけですか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） やはり生活環境事務組合のクリーンセンターの処理方式と八代市の処理方式、磁選機を入れたり入れなかったりという施設内での処理方式が変わることで、ちょっと収集体制も若干変わってるかと思います。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 今、月2回行われている資源物の収集、日曜日ですね、これはそのまま継続されるということが決まっておりますけれども、その場合のフローというのはこの20ページのフローになるんですかね。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。今、現時点で考えておりますのは、日曜日の資源も、このマテリアルリサイクル施設の中で分別をしていただくということで考えてるところでございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということは、この20ページにあるこのヤードのところに緑の部分、ここを今で言うやり方のように車で巡回するということになるんですかね。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。現時点では、この中に車で入っていただいて、今の形状を、同じような形でやっていただくという方向で今考えております。ただ、今後の協議の中で場所の問題でありますとか、車の車両が最近多くなってきてるところもございますので、検討をしていかなければならない部分も残ってるかなというふうには考えてるところでございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について

でお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思っておりますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、建設環境委員会を散会いたします。

（午後1時50分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年9月15日

建設環境委員会

委員長